

平成 29 年 6 月 1 日

日本医学会分科会 事務局御中

日 本 医 学 会

人を対象とする医学系研究に関する倫理指針ガイダンスの一部改訂について（周知依頼）

平素より、本会の事業推進にご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、文部科学省研究振興局ライフサイエンス課、厚生労働省大臣官房厚生科学課並びに厚生労働省医政局研究開発振興課から日本医学会宛に別紙 1 のとおり周知依頼がありましたので、貴学会の会員各位に周知の程よろしく申し上げます。

内容は下記の URL をご覧下さいますようお願いいたします。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kenkyujigyou/i-kenkyu/index.html>

なお、詳細は厚生労働省大臣官房厚生科学課（電話：03-5253-1111 内線 3820）、厚生労働省医政局研究開発振興課（電話：03-5253-1111 内線 4152）にお問い合わせ下さいますようお願い申し上げます。

日本医学会 電話：03-3946-2121（内 4260）
（担当・高橋）

事 務 連 絡

平成 29 年 5 月 29 日

各 国 公 私 立 大 学
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校
関 係 各 施 設 等 機 関 等
各 大 学 共 同 利 用 機 関 法 人 機 構
関 係 各 国 立 研 究 開 発 法 人
関 係 各 独 立 行 政 法 人
各 都 道 府 県
各 特 別 区
各 保 健 所 設 置 市
関 係 各 団 体

関係部局 御中

文部科学省研究振興局ライフサイエンス課
厚生労働省大臣官房厚生科学課
厚生労働省医政局研究開発振興課

人を対象とする医学系研究に関する倫理指針ガイドンスの一部改訂について

平成 27 年 2 月 9 日に制定した「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針ガイドンス」について、問合せ等を踏まえ一部改訂し、文部科学省及び厚生労働省のホームページに掲載しましたのでお知らせいたします。

【問合せ先】

○文部科学省研究振興局ライフサイエンス課生命倫理・安全対策室

住所：〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

電話：03-5253-4111（代表）

E-mail: ethics@mext. go. jp

ホームページ：文部科学省ライフサイエンスの広場 生命倫理・安全に対する取組

<http://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/ekigaku.html>

○厚生労働省大臣官房厚生科学課、厚生労働省医政局研究開発振興課

住所：〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

電話：03-5253-1111（代表）

FAX：03-3503-0183、03-3503-0595

ホームページ：研究に関する指針について

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kenkyujigyou/i-kenkyu/index.html>

※本件に関する一連の資料を上記ホームページに掲載しておりますので、適宜御参照ください。